

パート・アルバイトで働く

「130万円の壁」で

お困りの皆さまへ

こんなお悩みはありませんか？

年収130万円以上になると、
国民年金・国民健康保険の保険料支払いにより
手取り収入が減ってしまうため、
人手不足で仕事はあるのに、働く時間を調整している。



企業の事情、労働者の希望に応じた働き方を後押しします



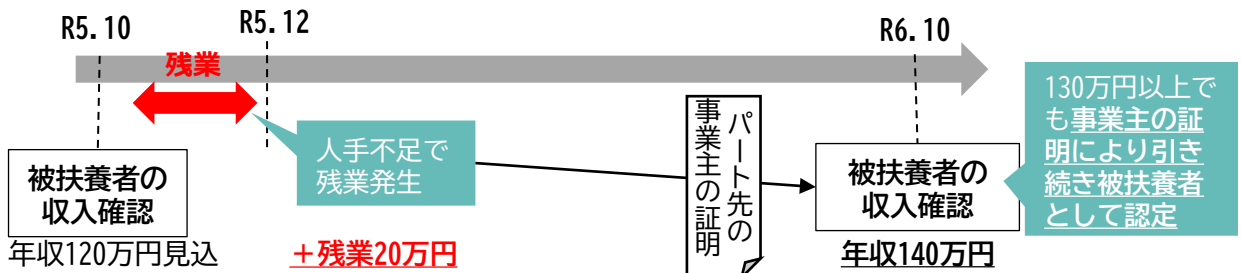
パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みを作ります。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



➡ 詳しくは、裏面もご確認ください。

「130万円の壁」への対応に関するよくある質問について

Q どのような収入の増加が対象となりますか？

A 職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な収入変動が対象となります。

Q いつからの収入が対象となりますか？

A 今後行われる被扶養者の収入確認で確認の対象となる過去の収入が対象となります。詳しくはご加入の健康保険組合等にご確認ください。

Q 「一時的な収入変動」であることをどのように証明をすればいいですか？様式は決まっていますか？

A 勤務先の事業主が一時的な収入であることを証明することになります。証明の様式は厚生労働省のウェブサイトにて公開しています。

Q 2つ以上の事業所に勤務している場合も対象となるのでしょうか？

A 対象となります。証明については、人手不足に伴う労働時間の延長等を行った事業主から取得してください。

Q 私の働き方で引き続き被扶養者として認定を受けられるか心配です。どこに相談すればよいですか？

A まずはご加入の健康保険組合等にご相談ください。

➤ この他、厚生労働省ウェブサイトによくある質問を掲載しています。

厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ (https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

年収の壁突破・総合相談窓口

 0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省ウェブサイト

